

陳情第8号	受理年月日	令和3年3月9日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	住宅のすぐ近くに設置された巨大広告塔の安全審査の方法等について	
要旨	<p>自宅の隣に開業したラーメン店が設置した巨大広告塔に恐怖を感じたため、ラーメン店の経営者に巨大広告塔を空き地のある西側に移転するか、支柱を増やして補強してほしいと何度もお願いをしたが無視され続けている。</p> <p>また、ラーメン店の経営者に、巨大広告塔の倒壊により、自宅が壊れたり、私たちの生命、身体が害されたりした場合には責任を負うという念書の提出をお願いしたが無視された。</p> <p>広告塔等の安全審査は20年ほど前から民間会社でも審査できるようになったため、ラーメン店も民間会社の審査を受けているが、国土交通省建築指導課建築安全調査室に尋ねたところ、この審査会社は、制限超えの建物を制限内と報告し、排煙設備を設置しなければならないのに設置不要とした虚偽報告を理由に平成29年3月9日から2カ月間業務禁止になったとのことであった。</p> <p>また、高さが4メートル以上の広告物を設置する場合、市への報告義務は高さだけと聞いたが、高さは他の建物との比較で大体推測できるが、重さや材質は外部からは分からない。このため、ラーメン店の経営者や審査会社に重さや材質を聞いたが拒否された。</p> <p>については、下記のとおり措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強風や地震等のときも安心できるように、住宅のすぐ近くに設置された巨大広告塔（支柱を除いて高さが5メートル以上の物）については、市が自ら安全審査を行うこと。 2 巨大広告塔の報告項目について、高さだけでなく、重さ、材質、写真を追加し、近隣住民の請求があれば、その内容を教えること。 3 市が巨大広告塔の安全審査をしない場合は、自己防衛のため、設置 	

者の意思にかかわらず近隣住民に調査権限を付与すること。

- 4 巨大広告塔の設置について、住宅や人の生命、身体に害を与えないよう設置場所や距離の制限を定めること。